

基準日設定につき通知公告

株主各位

当社は、令和2年1月10日（金曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和2年1月中旬または下旬に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和1年12月25日

栃木県宇都宮市東宿郷五丁目2番5号
株式会社 宝木スタッフサービス
代表取締役社長 藤井 功